肉豚経営安定交付金(豚マルキン)の概要

- ・養豚経営の安定を図るため、畜産経営の安定に関する法律に基づき、標準的販売価格が標準的生産費を下回った場合、その差額 の9割を交付金として交付。
- 標準的販売価格と標準的生産費は四半期終了時に計算。当該四半期に発動がなかった場合は、次の四半期に通算して計算。

《制度の内容》

① 負担割合 国 : 生産者 = 3 : 1

(交付金のうち1/4に相当する額は、生産者の

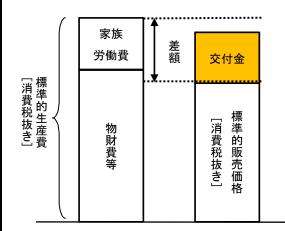
積立てによる積立金から支出)

② 補塡割合 標準的販売価格と標準的生産費の差額の9割

③ 対 象 者 肉豚生産者

《1頭当たり生産者負担金単価》 400円/頭

《令和7年度所要額》 168億円



標準的販売価格が標準 的生産費を下回った場 合に差額の9割を交付 金として交付

平成22~令和6年度交付金単価(単位:円/頭)

※H30.12.29までは養豚経営安定対策事業 による補塡金の実績

年度		平成22年度			平成23年度		平成24年度				平成25~	令和7年度 第1·2四半期	
	四半期	第1	第2~3	第4	第1~3	第4	第1	第2	第3	第4	令和6年度	(概算払)	
交付金単価		730	860	860	610	3,810	1,230	120	4,310	4,250	発動なし	発動なし	